

令和7年度阿武町地域魅力向上事業支援業務委託仕様書

1 事業の目的

本町は、今後もまちを維持していくために必要な定住人口の獲得のために、阿武町が将来像として定める「夢と笑顔があふれる「豊かで住みよい文化の町」となるべく、自立した安全安心なまちとして、今住んでいる人、これから住みたい人に住み続ける「選ばれる町をつくる」ことを目指している。

少子高齢化が進んでいる中で、まちを支える生産年齢人口や将来の担い手となる年少人口の割合も減少し、まちの維持が困難となっており、本町の基幹産業である第一次産業も、高齢化や担い手不足により衰退の危機に瀕している。

今後、まちの維持をしていくためには、産業等を支える生産年齢人口、将来的な担い手となる年少人口を確保し、支え、育てていくことが必要である。そのためには、より多くの人を阿武町へ集めることはもちろんのこと、産業の下支え、生活の利便性の向上、健康で生きがいのある暮らしなど、安全安心に暮らせる生活基盤を整え、魅力あるまち（選ばれる町）をつくり地域内外へしっかり伝えていくことが重要となっている。

現在、地域内外の人が集まることのできる場所には限りがあり、道の駅阿武町やABU キャンプフィールドには年間40万人以上の来訪があるが、天候に左右されたり用途や利用人数に限りがあったりと制約が多く、特に地域内からの利用者が少なく地域内外の交流が少ない。そのような中、道の駅施設の一部である温水プール施設は、道の駅への集客施設としてオープンから約30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、利用人数が減少、運営も厳しい状況である。一方で、本町の近隣地域には屋内運動施設も少なく、温暖化が進む中で夏場の強い日差しを遮った子どもの遊べる場所や高齢者の健康づくりのために安全に運動できる場所などの地域のニーズも出ている。

また、人口減少や高齢化、地域経済の衰退等の過疎化が進み、多様な交流の機会が減少する中、人間関係の希薄化、将来を担う子ども達の体験の機会も減少している。本町が従来育んできた集落ごと、地区ごとの「ヨコ」の交流はもちろんのこと、世代を超えた「タテ」の交流、子どもと地域の大人の「ナナメ」の交流など町内の様々な交流が求められている。更に、限られた町内の交流に加えて、観光などの交流人口から地域内外の交流となる関係人口へと丁寧に築き上げていく「交流によるまちづくり」により、まちを維持していく「町の力となるひとづくり」の実現も重要となっている。

そこで、既存の温水プール施設を改築し、より多目的に利用可能な文化スポーツ施設として整備することで、地域内外の人が集まり、地域の活力を高めるとともに、阿武町が魅力あるまちであることを伝える拠点とする「地域魅力向

上事業」を実施する。そして、拠点を中心とした地域の交流人口を増やし、関係人口、定住人口の確保へとつなげていく。

については、以上の事業に必要な支援を専門的に行う業務を「地域魅力向上事業支援業務」として委託し、地域を巻き込んだ施策の展開をしていく。

2 業務名

阿武町地域魅力向上事業支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務場所

阿武町全域

5 業務内容

（1）事業サポート業務

事業全体の進捗管理や関係者調整等のコーディネートを実施する。

（2）コンテンツ調査業務

阿武町の魅力となり得るコンテンツ開発の情報収集として文化スポーツ分野の専門人材や団体への調査等を実施する。

（3）地域ニーズ調査業務

地域内外のニーズを調査し、調査結果を分析する。

（4）留意事項

- ・各業務に係る連絡調整、撮影、編集、制作、調査、分析、報告、企画運営、制作進行管理等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・各業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ・提出する実績報告書には、調査の詳細内容や実施結果及び分析データを全て含むこと。
- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- ・本事業の実施にあたっては、関係法令に抵触しないよう留意すること。
- ・調査対象者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任を持って

対処すること。

6 成果品

(1) 提出物

- ・業務実施報告書 紙媒体（1部）、電子データ（大容量ファイル転送等による）
- ・報告書作成にかかる関係データ一式（大容量ファイル転送等による）

(2) 提出場所

阿武町役場まちづくり推進課

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

TEL：08388-2-3111 MAIL：machisui04@town.abu.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

7 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

8 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・総括責任者通知書（様式任意）
- ・事業計画書及びスケジュール表

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・調査等の業務実施の様子が分かる写真データ
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

9 委託料の支払いについて

委託料の支払は、委託料の2分の1を前払いとし、事業完了後の残りを精算払いとする。

10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じ

たときは受託者が協議の上定めることとする。

- ・ 事業の成果は、委託者である阿武町に帰属する。
- ・ 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。